

都留市自治基本条例市民案  
【逐条解説】

私たちのまちの自治基本条例をつくる会

# 目 次

## 都留市自治基本条例市民案条文及び逐条解説

前 文	1
第1章 総 則	
第1条 目 的	3
第2条 条例の位置づけ	3
第3条 用語の定義	4
第2章 まちづくりの基本原則	
第4条 参加及び協働の原則	5
第5条 情報共有の原則	5
第3章 まちづくりの主役としての市民	
第6条 市民の権利	6
第7条 市民の責務	6
第8条 子どもの権利	7
第9条 高齢者の権利	7
第10条 市民活動団体の権利と責務	8
第11条 事業者の権利と責務	9
第12条 都留文科大学の役割	9
第4章 地域担い手としてのコミュニティ	
第13条 コミュニティの意義と役割	11
第14条 コミュニティの連携及び協力	11
第15条 コミュニティ活動への支援	11
第16条 公共サービスへの参入機会の提供	12
第5章 市民のための行政	
第17条 市長の役割と責務	13
第18条 市職員の役割と責務	13
第19条 市の役割と責務	14
第20条 総合計画	15
第21条 市の組織	15
第22条 市の行政手続	15
第23条 市の行政評価	16
第24条 市の危機管理	16
第25条 財政運営	16

第6章 市民のための市議会	
第26条 市議会の役割と責務	18
第7章 みんなでまちを創っていくための仕組み	
第27条 協働のまちづくりの推進	19
第28条 情報の公開及び提供	19
第29条 説明責任	20
第30条 パブリック・コメント制度	20
第31条 審議会委員の公募制	21
第32条 市民要望等の取扱い	21
第33条 住民投票	22
第34条 直接請求制度	22
第8章 国及び他の自治体との連携・協力	
第35条 国・他自治体との関係	23
第36条 国際交流の推進	23
第9章 実効性の確保	
第37条 分野別基本条例の策定	24
第38条 条例の見直し	24
第39条 自治推進委員会の設置	25
市民案体系図	26

## 前 文

---

私たちのまち都留市は、麗峰富士に育まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。

また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治・文化・経済の中心的な役割を担ってきました。

このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に育まれ、市立の都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。

しかし、私たちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化し続けます。私たち市民は、こうした変化に的確に対応し、一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち都留市を目指します。

そのためには、市民、市議会及び市が手と手を取り合い、共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めていく必要があります。

市民一人ひとりの人権が尊重され、自らが主人公であるという市民自治を実現するための基本的なルールとして、ここに都留市自治基本条例を制定します。

## 【 前 文 解 説 】

- 前文は、条例制定の由来・目的を明らかにして、条例が目指している理想を分かりやすく宣言できること、自由な表現を使い、市民が決意を述べるのにふさわしい場所であります。
- 第 1 段落では、都留市が自然環境に恵まれた住み良いまちとして発展してきたことを示しています。
- 第 2 段落では、都留市が古くから城下町として、郡内地方の政治・文化・経済の中心的な役割を担い、めざましい発展を遂げてきたことを示しています。
- 第 3 段落では、もともと都留市一帯は教育熱心な土地柄で、江戸時代から、谷村興讓館と呼ばれる教育機関が設けられるなど、その気風は明治以降から受け継がれ、未来を担う子どもたちの教育に大きな力を注いできました。市立の都留文科大学も開設し、全国から集まってくる学生と地域の交流が盛んな「学園のまち」として発展してきたことを示しています。
- 第 4 段落では、少子・高齢化、環境問題、長引く経済不況など、人類史的ともいえる変革の時代を迎える中、今後も都留市が発展を止めることなく進んでいくために、どのようなまちをつくっていくのか、目指すべき方向性を示しています。
- 第 5 段落では、前段落で掲げた理想とするまちの姿を実現する手段として、市民、市議会及び市が、それぞれの責任と役割を自覚し、お互いに助け合い、支えあいながら、協働でまちづくりを進めていくことの重要性を示しています。
- 最後の第 6 段落では、市民自治によるより良いまちづくりを実現するためのルールとして、自治基本条例を制定する意義や決意を述べています。

# 第1章 総則

---

## (目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念にのっとり、自立した地域社会となるための仕組みを定め、豊かな市民生活を実現することを目的とします。

### 【解説】

- 目的規定は、前文に掲げた自治の理念にそって、この条例は何を定めているかを示したものです。「自治の基本理念」とは前文にある「市民一人ひとりの人権が尊重され、自らが主人公である」ことであり、そこには自らの責任に基づく自己決定が伴っています。こうした理念にのっとり、市民、市議会及び市の執行機関の協働による自立した地域の発展を図るために、市政運営の基本的な考え方や仕組みを定めることにより、前文で示した「日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち」の実現につながると考えています。

## (条例の位置づけ)

第2条 この条例は、都留市の最も基本的なルールを定めるものであり、市議会と市は、この条例に反するような別の条例の制定及び改正や廃止を行うことはできません。

### 【解説】

- 都留市自治基本条例は前文にあるように、市民による自治を実現するための根本となるものです。そのため都留市の定める条例の中で、最も尊重される必要があり、この条例に反するような条例を制定したり、変更及び廃止することはできないことを規定しています。

## (用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のとおりとします。

- (1) 市 市長その他の執行機関をいい、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章に規定するものであり、市の行政事務を管理執行するものとして都留市が設置する行政機関をいいます。
- (2) 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。
- (3) まちづくり 地域が抱えている課題に対して、様々な面から課題の解決を図ろうとする過程のことをいいます。
- (4) 参画 まちづくりに関して、計画段階から実施に至る過程において、その一員として加わり、行動し、一つの目的達成を図ることをいいます。
- (5) 協働 まちづくりに関して、市民、市議会と市がそれぞれ主体的な一員として果たすべき責任と役割を自覚し、互いに協力して行動することをいいます。
- (6) 市民活動団体 市民が、市民生活の向上を目指して公益的活動を行う、市民の自主性によって結ばれた組織をいいます。
- (7) コミュニティ 地縁を基盤とした組織である自治会や町内会及び活動内容や目的によって結びついたテーマ型の組織をいいます。
- (8) 審議会 学識経験者等の専門家を含む行政機関に設置される合議制の諮問機関をいいます。
- (9) 市民自治 市民自らがまちづくりのための条例、総合計画その他のまちづくりのための重要な施策の策定に参画し、かつ、市民がそれぞれの立場や能力に応じてまちづくりのための活動を行い、安定した地域社会を形成することをいいます。

### 【解説】

- 本条では、この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通しておきたい重要な用語を定義しています。

## 第2章 まちづくりの基本原則

---

### (参加及び協働の原則)

第4条 市民は、まちづくりの主体であることを認識して、自覚と責任をもってまちづくりに参加し、市民と市及び市民同士の信頼関係に基づいて協働でまちづくりを行います。

2 市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民の参加を保障するとともに、市民との協働による市民自治を積極的に推進します。

#### 【解説】

- 本条では、まちづくりの基本原則として、参加及び協働の原則について規定しています。
- 第1項では、まちづくりの基本原則としてまず、市民自らが主体者であることを認識することが必要であると規定しています。その上で、主体者としての自覚と責任をもって「参加」「協働」という、市民の姿勢を規定しています。また、地域の課題や市民のニーズに対し、市の執行機関だけで取組むことが困難な状況にある中、市民と市議会と市の執行機関及び市民同士がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に信頼し合い、補完・協力しながら進める基本原則を規定しています。
- 第1項で主にまちづくりに対する市民の姿勢を規定しているのに対し、第2項では、市の姿勢を規定しています。

### (情報共有の原則)

第5条 市民、市議会及び市は、まちづくりの基本原則を実現するために必要な情報を共有します。

#### 【解説】

- 本条では、まちづくりの基本原則として、情報共有の原則について規定しています。
- まちづくりを進めるには、市民、市議会及び市の執行機関が必要な情報を共有し、相互に情報交換し、その内容を理解していることが必要です。また、市の執行機関は、第28条に定める「情報の公開及び提供」に努めることが重要です。



## 第3章 まちづくりの主体としての市民

### (市民の権利)

- 第6条 市民は、まちづくりの主体として性別、国籍、年齢、心身の状況等に関わらず個人として尊重され、等しくまちづくりに参加する権利を有します。
- 2 市民は、市政情報について必要な情報を受け、自ら取得する権利を有します。
  - 3 市民は、地方自治法の規定に定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利を有します。
  - 4 市民は、互いに尊重され、まちづくりの参加、不参加を理由として不当な扱いを受けません。

#### 【解説】

- 本条では、市民の権利について規定しています。
- 第1項では、市民がまちづくりの主体者であることを明らかにし、権利として位置付けています。すべての市民が、対等な立場でまちづくりに参加する権利があることを明記しています。特に、社会的に参加機会が比較的狭められがちな外国人、若年者、老年者、女性、障害者などへの配慮が必要なため、例示しています。
- 第2項では、まちづくりや市政への参加の前提となる「情報を知る権利」について規定します。
- 第3項では、市の執行機関が市民を対象として行う事業を包括的に示すものであり、自治の根幹となる「役務の提供と負担の分任」の確認として、次条「市民の責務」第3項に対応する内容としました。
- 第4項では、市民の権利は公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては、制限を加えられたり、威圧的に関与されたりという不当で差別的な扱いを受けないというものです。

### (市民の責務)

- 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、互いに尊重し、積極的にまちづくりに参加し、伝統・歴史・文化等を次世代へ継承するよう務めるものとします。
- 2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、ルールを守り、自らの言動に責任を持って取り組むものとします。
  - 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任する義務を果たすこととします。

#### 【解説】

- 本条では、市民の責務について規定しています。
- 第1項では、市民がまちづくりの主体であることを認識すること、その自覚なくして、自治の推進はありえないということを基本にしています。また、次世代に配慮したまちづくりを進めるよう努めることを示しています。市民一人ひとりが地域の課題に関心を持って、市議会及び市の執行機関と協働して課題に取り組む、その積み重ねが大事であることを示しています。
- 第2項では、市民自治は、自主・自立的な考え方が基本です。自らの発言や行動に責任を持って、まちづくりに参加することを規定しています。
- 第3項では、行政サービスを受ける権利を持つ一方で、そのサービスに伴う負担を分かち合うことを規定しています。

#### (子どもの権利)

第8条 子どもは、社会の一員として尊重され、それぞれの年齢にふさわしくまちづくりに参加する権利を有します。

2 子どもは、安心して健やかに育ち未来に向かって伸びやかに翔く環境を与えられる権利を有します。

#### 【解説】

- 本条では、子どもの権利について規定しています。
- 第1項では、子どもは市民の一員として同等の権利を有しますが、あえて条例に規定することで、将来の担い手として、社会の一員としてその役割を尊重し、まちづくりに参加しながら故郷を愛する心を育てたいという思いを表しました。
- 第2項では、年々子どもたちを取り巻く環境が悪化していく中、市をはじめ家庭や学校だけでなく地域においても健全な子どもの育成に関わり、その環境を整えることを責務とし、その環境の中でのびのびと子どもたちに育て欲しいという思いを表しました。

#### (高齢者の権利)

第9条 高齢者は、いきいきと安心して生きがいのある生活を送る権利があります。

2 高齢者は、長年の人生で培ってきた経験と知恵を社会へ教授する権利があります。

3 高齢者は、安心して生きがいのある生活を送り、経験や知恵を社会へ教授するために必要な支援を受ける権利があります。

**【解説】**

- 本条では、高齢者の権利について規定しています。
- 少子高齢化問題に関わらず、高齢者に敬意を払い思いやりを持つことは、どの時代、どの社会にも重んじられるべきことです。
- 第1項では、高齢者の権利として条例に規定することにより、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- 第2項では、高齢者が大切にされるだけでなく、高齢者の持つ多くの経験や知恵を社会に発信して活かすことができる仕組みを持ったまちづくりを目指します。
- 第3項では、高齢者が安心して生きがいのある生活を送り、経験や知恵を社会に教授することを実現するためには、高齢者の自助努力だけでなく、他の世代の市民、市の執行機関、事業者などから支援を受けることができる仕組みづくりが必要です。

**( 市民活動団体の権利と責務 )**

第10条 市民活動団体は、その活動の自主性、自立性を尊重され、公の福祉に反しない限り、市から支援を受けることができます。

2 市民活動団体は、その活動において自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。

**【解説】**

- 本条では、市民活動団体の権利と責務について規定しています。近年、市民活動団体の活動は都留市でも非常に盛んであり、市民生活の向上を目指した公益的活動を目指す活動は、まちづくりを進める上でなくてはならない役割を果たしております。
- 第1項では、市の執行機関は市民活動団体に対し、豊かなまちを築く上で市民活動団体の活動を理解し、尊重し、その発展が都留市の将来につながるよう支援していくことを示しています。
- 第2項では、市民活動団体は、第13条に定めるコミュニティ組織の一つとして地域を担う市民の一員であることを自覚し、自らの言動に責任を持ってその活動を発展させていくことを責務としています。

## (事業者の権利と責務)

第 11 条 事業者は、地域社会の一員として、市民、市議会及び市と共に協働、連携して所在地域の活動に積極的に参加するとともに、地域との調和を図る中で、地域とともに発展することを目指します。

2 いかなる事業者も健全な事業活動の発展、及び地域活動への参加に際し、その活動を尊重され、公の福祉に反しない限り市から支援を受けることができます。

3 事業者は、健全な地域の将来に向け、事業者間の隔たりなく連携、協力してまちづくりを推進するものとします。

### 【解説】

- 本条では、事業者の権利と責務について規定しています。
- 事業者におけるまちづくりへの参加は、個人の活動に比べその影響力は非常に大きいものとなります。本条ではその責任と責務を明らかにし、市内での公正で円滑な事業経営の促進と、地域、市及び市議会と連携する中で都留市の健全な経済及び文化の発展を促進することを目指します。
- 第 1 項では、事業者の発展は、地域の発展なくしてはならないことを根底に、法令遵守や環境への配慮、社会貢献といった、社会的責任や事業の推進における地域社会との調和を前提として、積極的なまちづくりへの参加を促しています。
- 第 2 項では、市の執行機関及び市議会は、事業者の事業活動を尊重して、地域と共に発展していく事業者であることを願い、事業者及びこれから新たに事業を起こそうとするものの健全な事業活動やまちづくり活動の活性化を促進します。
- 第 3 項では、営利、非営利の別、個人、団体の別にとらわれず、各種法人や都留市に所在する大学をはじめとした各種教育機関も事業者として位置づけ、まちづくりの発展に有効となる「産学連携」の活動など、各事業者間の連携、協力の必要性を事業者に求めています。

## (都留文科大学の役割)

第 12 条 都留文科大学は、都留市と協働します。

2 都留文科大学は、その知的財産を地域に還元し、地域の発展に寄与します。

3 都留文科大学は、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めます。

### 【解説】

- 本条では、都留文科大学の役割について規定しています。
- 都留文科大学は開学より、地域に根ざした大学として進化を遂げてきました。

- 第 1 項では、未来に向けて、市民に愛される都留市のシンボルとして、都留市と協働し、共に都留市の発展に貢献する役割を担うことを規定しています。
- 第 2 項では、大学の知的財産を地域に還元し、都留市の発展のために貢献することを規定しています。
- 第 3 項では、大学は、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めることを規定しています。学生と市民が交流し、都留市が第二のふるさととなれば積極的に都留市に貢献してくれることでもあります。「学生は市民のために」、「市民は学生のために」、相互に協力した先に都留市の明るい未来が待っていると考えます。

## 第4章 地域担い手としてのコミュニティ

### (コミュニティの意義と役割)

第13条 市民は、コミュニティが地域の担い手であることを認識し、これを守り、育てなければなりません。

2 コミュニティは、地域の担い手として、主体的にまちづくりに参画するように努めるものとします。

#### 【解説】

- 本条では、まちづくりにおけるコミュニティの意義と役割について規定しています。多様で複雑な地域課題を解決していくためには、市の執行機関だけではなく、市民自らも社会を改善する自治能力を高め、地域社会の活力をつけていくことが必要となります。
- 第1項では、コミュニティが地域の担い手として欠かせない存在であることを認識し、これを守り、育てていくことを市民に求めています。
- 第2項では、地域担い手としてのコミュニティの役割を規定しています。

### (コミュニティの連携及び協力)

第14条 コミュニティは、互いに連携、協力して、まちづくりを進めるものとします。

#### 【解説】

- コミュニティが、連携、協力することによって、さらに効果的、効率的な成果を得る可能性があるものと考えられます。コミュニティには、共通の課題に対して、各々がそれぞれの役割を果たしつつ、必要に応じて、連携・協力しながらまちづくりに取り組んでいくことを求めています。

### (コミュニティ活動への支援)

第15条 市は、地域の担い手としてまちづくりに取り組むコミュニティに対し、その活動を促進するための必要な支援を行うこととします。

#### 【解説】

- 市の執行機関は、公共主体としてまちづくりを担っているコミュニティが、その機能や役割が十分発揮できるようにするために、活発に活動できる環境の整備や

場所、情報、資金、人材面での支援を行うことを規定しています。

### **(公共サービスへの参入機会の提供)**

第 16 条 市は、コミュニティの特性が発揮できる分野において、公共サービスへ参入する機会の提供に努めるものとします。

#### **【解説】**

- 多様で先駆的なサービスを柔軟かつ迅速に提供することができるコミュニティの特性を活かすことにより、多様化、複雑化する市民ニーズに対応することができます。そのようなことから、コミュニティの公共サービスへの参入機会を位置づけています。

## 第5章 市民のための行政

### (市長の役割と責務)

第17条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念に基づき、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。

- 2 市長は、市議会及び市民に対し、市政に関する情報を積極的に公開し、及び説明する義務を負います。
- 3 市長は、この条例の目的を達成するため、市職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。

#### 【解説】

- 本条では、まちづくりにおける市長の役割と責務について規定しています。
- 第1項では、市長の市政運営に当たっての基本姿勢について規定しています。
- 第2項では、市長に対して、公正な市政運営と市民のまちづくりへの参画を推進するため、市議会や市民に対して市政に関する情報を積極的に公開すべきこと、及び市政に関し市議会や市民に十分理解が得られるように説明すべきことを義務付けています。
- 第3項では、市長は、この条例の目的である市民自治によるより良い都留市を実現するため、その補助機関である市職員がその実現に向けて十分能力を発揮できるように指揮監督し、また、その人材の育成に努めなければならないものとしています。

### (市職員の役割と責務)

第18条 市職員は、法令の定めるところによるほかこの条例の理念を尊重し、全体の奉仕者として公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

- 2 市職員は、都留市を含む国、県、その他地方公共団体等(以下、この章において「行政」といいます。)と市民との連携を図る役割を担い、市民のまちづくりへの参画を推進するものとします。
- 3 市職員は、前2項の職務を遂行するため、政策能力の向上に努めるものとします。

#### 【解説】

- 本条では、まちづくりにおける市職員の役割と責務について規定しています。
- 第1項では、市職員の職務における基本姿勢について規定しています。



- 第 2 項では、市の職員は、国、県、その他地方公共団体や関係する機関等と市民のパイプ役となり、市民のまちづくりへの参画を推進する役割を担うものとしています。
- 第 3 項では、市の職員が第 1 項、第 2 項に定める職務を遂行するためには、政策能力やスキルアップに努めることを規定しています。

### (市の役割と責務)

- 第 19 条 市は、市民に代わって行政事務を管理執行するものとして、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければなりません。
- 2 市は、法令及び市の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務を適正かつ効率的に実施しなければなりません。
  - 3 市は、政策の企画立案、実施、評価及び見直しの過程に係る情報を分かりやすく市民に提供するよう努めるものとします。
  - 4 市は、市民がまちづくりに参画する権利を保障し、その実現のための施策、機会の充実及び条件の整備を進めるものとします。

#### 【解説】

- 本条では、まちづくりにおける市の執行機関の役割と責務について規定しています。
- 第 1 項では、市長その他の執行機関は、市民に代わって行政事務を管理執行する立場にあることを明らかにするとともに、その与えられた権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならないものとしています。
- 第 2 項では、法令等に基づき市の執行機関が行うこととされている事務を適正に執行し、それらについて最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとしています。
- 第 3 項では、市の執行機関は、その権限における政策の企画立案から事業の実施、評価及び見直しまでの過程における情報を、市民に分かりやすく提供することで、市政運営の透明性を確保するとともに、市民の理解と協力を得るための努力をするべきものとしています。
- 第 4 項では、市の執行機関に対して、市民がまちづくりに参画する権利を保障することを義務付け、市のまちづくりの構想から事業の実施までの過程において市民の意見を広く取り入れ、その計画策定の過程において市民が参画する機会を増やし、また、そのための条件の整備を進めるべきものとしています。

## (総合計画)

第20条 市は、総合的かつ長期的な行政運営を行うため総合計画を策定し、この計画に即して事業を行わなければなりません。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとします。

3 市は、行政分野ごとの計画を立案する場合は、総合計画との整合及び計画相互間の調整を図らなければなりません。

4 市は、総合計画の策定に当たり、市民が参画するための条件を整備するものとします。

### 【解説】

- 本条では、市政運営の根幹となる総合計画について規定しています。
- 第1項では、市の執行機関は、総合的かつ長期的な展望に立ったまちづくりを進めるため総合計画を策定するものとし、この計画に即して事業を実施しなければならないものとしています。
- 第2項では、市の執行機関は、総合計画を実現するため、総合計画に基づく事業を計画的に執行し、その進行を適切に管理するものとしています。
- 第3項では、市の執行機関は、各分野において事業計画を立案する場合は、総合計画に即したものとなるようにし、また、分野ごとの計画において起こりうる重複や矛盾について調整するものとしています。
- 第4項では、市の執行機関は、総合計画の策定に当たり、市民がその構想の段階から参画できるようにするための条件を整備するものとしています。

## (市の組織)

第21条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、効果的で効率的な組織編成に努めなければなりません。

### 【解説】

- 市の執行機関は、めまぐるしく変化する社会経済情勢や様々に変化する行政課題に的確に対応していかなければならないので、市の組織がそれらの変化に対応できるように効果的で効率的なものとなるようにしていくべきものとしています。

## (市の行政手続)

第22条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利及び利益を保護するための制度の確立に努めなければなりません。

**【解説】**

- 市の執行機関は、行政上の意思決定について、その内容や過程が市民にとって明らかなものとなるようにし、市民の権利と利益を保護するよう努めなければならないものとしています。

**(市の行政評価)**

第 23 条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。

**【解説】**

- 市の執行機関は、掲げた政策がどのような成果をあげ、また、どの程度達成されたかを明らかにし、効率的で効果的な市政運営を行うために行政評価を実施するとともにその結果を公表するものとしています。

**(市の危機管理)**

第 24 条 市は、市民、関係機関及び他の自治体等との協力・連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

**【解説】**

- 市の執行機関に対して、市民、関係機関及び他の自治体等との協力や連携により自然災害等の不測の事態に備える必要があり、そのための総合的で機動力のある危機管理の体制の確立を義務付けています。

**(財政運営)**

第 25 条 市は、市民から託された財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自立的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければなりません。

- 2 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立しなければなりません。
- 3 市は、予算及び決算その他財政に関する事項を、市民に分かりやすく公表しその評価を受けなければなりません。

**【解説】**

- 本条では、都留市の財政運営について規定しています。
- 第1項では、市の執行機関は、限られた財源を効率よく運用するとともに、その効果が最大限得られるようにするため、自主的で自立的な財政運営を行い、都留市の財政を健全な状態に保つべきことを規定しています。
- 第2項では、市の執行機関は、第18条に規定する総合計画と第21条に規定する行政評価を反映した財政の仕組みを確立し、長期的で健全な財政運営が行われるべきことを規定しています。
- 第3項では、市の執行機関に対して、公正な市政運営を確保し、市民のまちづくりへの参画を推進するため、都留市の予算や決算などの財政に関する情報を市民に分かりやすく公表することを義務付けています。

## 第6章 市民のための市議会

---

### (市議会の役割と責務)

第26条 市議会は、市民の信任を基盤として信託に応え、市長の市政運営の監視や牽制を行うものとします。

2 市議会は、広く市民の意見を取り入れた立法活動や調査活動等を積極的に行い、市議会の活性化と市政の発展を図るものとします。

3 市議会は、積極的に情報を公開し、市民の意思が広く反映される開かれた議会となるよう努めるものとします。

#### 【解説】

- 本条では、市議会の役割と責務について規定しています。
- 第1項では、市議会は、市民の意思を代弁するものとして選挙によって議員で構成される都留市の最高機関であることから、市民の意思が広く反映されるように積極的に調査研究を行い、事案の決定を行うとともに市の執行機関が行う市政運営を監視・牽制することにより、適切な方向に導いていく役割を担うものとしています。
- 第2項では、市議会は、市民の意思を取り入れ、議案提出権や調査権等の権限を積極的かつ有効的に活用し、議会を活性化させることで市政の発展を図ることとしています。
- 第3項では、市議会は、議会運営や議会活動を積極的に公開し、市民の意思が広く反映される開かれた議会となるよう努めることとしています。

## 第7章 みんなでまちを創っていくための仕組み

### (協働のまちづくりの推進)

第27条 市民、市議会及び市は、都留市のあるべき将来像を共有し、その実現に向けたまちづくりに誠心誠意取り組まなければなりません。また、まちづくりを進めるにあたっては、それぞれの責務と権利を自覚するため、この条例等を十分に理解し、活用し、遵守していかなければなりません。

- 2 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市は市民に対して必要な支援を行うこととします。
- 3 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市民は市に対してその協力を惜しまないこととします。
- 4 市民、市議会及び市は、協働のまちづくりが十分行われるために、別にルールを整備し、推進していくこととします。

#### 【解説】

- 本条では、協働のまちづくりの推進について規定しています。
- 第1項では、協働のまちづくりを推進するため、市民、市議会及び市の執行機関が都留市のあるべき将来像を共有することとし、その実現に向けて最大限努力することを規定しています。また、条例等をはじめとした様々な取り決めを理解・活用・遵守することは当然の行為なのですが、理解を規定することでまちづくりへの自覚を促し、活用を規定することで責務を果たすことの意義を強めることとしました。
- 第2項、第3項では、まちづくりを進めるにあたって、市の執行機関が市民に必要な支援を行い、市民は市の執行機関に協力を惜しまないことを規定しています。これにより、相互に補完し合い、協働のまちづくりを確固たるものにしていく決意を表明しています。
- 第4項では、市民、市議会及び市の執行機関は、協働のまちづくりが十分に行われるには、制度、仕組み、体制等の整備が必要であり、別に協働のルールを整備して推進に努めていくことを規定しています。

### (情報の公開及び提供)

第28条 市は、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開するとともに、迅速に、分かりやすく提供しなければなりません。

**【解説】**

- まちづくりの基本は、その主体である市民一人ひとりが役割を果し、自ら考え行動することにあります。そのためには、市政に関するさまざまな情報やまちづくりに対する考え方などが、市民に十分提供され、説明されなければなりません。そのために、市の執行機関は、積極的に情報を公開するとともに、迅速に分かりやすく情報を提供しなければいけないものとしします。

**(説明責任)**

第 29 条 市は、市の進める仕事に関わる企画立案、実施、及び評価において、その内容や必要性、妥当性などについて、市民に理解されるよう、分かりやすく説明しなければなりません。

**【解説】**

- 市の執行機関が、行政活動に関わる情報を市民に提供することは、市民がまちづくりに参加するための前提条件となります。このため、市の執行機関は事業の「立案～企画（計画）～実施～評価」という一連の流れについて、内容・必要性・妥当性を市民の方に分かりやすく説明する「責任」と「義務」があるということを規定しています。また、こうした説明を行うことは、第 6 条「市民の権利」の第 2 項に規定されているように、市民の「情報を知る権利」を保障することにもつながります。

**(パブリック・コメント制度)**

第 30 条 市は、まちづくりに関する政策の策定にあたっては、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を確保するため、パブリック・コメント制度を実施します。

- 2 市は、パブリック・コメント制度を実施しようとするときは、事前に市民に十分な周知活動を行い、広く市民から意見を聴取できるよう努めます。
- 3 市は、パブリック・コメント制度により市民から提案された意見について、採否の結果及びその理由について公表します。

**【解説】**

- 本条は、パブリック・コメント制度について規定しています。
- パブリック・コメント制度は、市民の多様な意見、情報、専門的な知識を市政に反映させることを目的として行われています。この制度では、施策等の立案から最終的な案の決定に至った過程や、市民の意見等に対する市の考え方についても公表されるの

で、施策等の形成過程における公平性の確保と透明性の向上が図れます。即ち、市民の主体性を尊重し、市民の意向をまちづくりに活かしていくため、パブリック・コメント制度を市民と行政の協働のまちづくりの一つの手段として実施するのです。

- 第2項では、パブリック・コメント制度に、より多くの市民から意見がいただけるよう、市の執行機関の責務として、パブリック・コメント制度にかける施策等について事前に市民に対し、十分な周知を行うことを規定しています。
- 第3項では、パブリック・コメント制度によって市民から提案された意見について誠意を持って対応し、採否の結果及びその理由を公表することを規定しています。

### **( 審議会委員の公募制 )**

第31条 市は、市民の意見を市政に反映されるため、審議会等を設置するときは委員に公募の市民を積極的に加えるよう努めるとともに、その構成について男女比率等に著しい偏りが生じないように配慮しなければなりません。

#### **【解説】**

- 政策決定過程への市民参加を保障するため、都留市の重要な政策や計画等の策定に際して市の執行機関が審議会等を設置する場合には、公募の市民を加えることを規定しています。また、その審議会の構成にあたっては、委員の男女比率や年齢構成、選出区分等が不均衡とならないことや、同一の委員が多数の審議会委員に就任することがないように配慮し、より多くの人材登用を図るよう規定しています。

### **( 市民要望等の取扱い )**

第32条 市は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに回答します。

#### **【解説】**

- ここでは、市政に関し、市民から要望や苦情が寄せられた際の市の執行機関の対応を規定しています。市の執行機関は、市民から要望が寄せられた場合、その要望について十分に調査し、その実現の可否及びその理由を公表するとともに、その要望を採択した場合は、実現可能な体制を整備します。また、苦情があった場合は、その事案について、その原因を追究し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めることを規定しています。



## (住民投票)

第 33 条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、広く市民の意思を確認するため、必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

- 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重します。
- 3 住民投票の実施について、必要な事項は、別に定めます。

### 【解説】

- 本条では、住民投票について規定しています。
- 第 1 項では、市長は、都留市の特に重要な事項について、住民の判断を仰ぐため、市長独自の判断で住民投票を実施することができるものとします。過去、全国の自治体で実施された例としては、市区町村の合併等、自分達のまちの将来を大きく左右する重要な課題を扱っています。実施にあたっては、十分に論議を尽くし、住民の意思を確認する必要に迫られた場合の最終手段として行われるべきものです。
- 第 2 項では、市長は住民の意思を真摯に受け止め、住民投票の結果を尊重しなければならないことを定めています。
- 第 3 項は、細かい取り決めなどを他の条例で定めることとしています。住民投票制度には「常設型」と「非常設型（個別型）」があります。「常設型」は、住民投票の対象とする事項、投票資格者の範囲、住民投票の実施に関する手続きなどをあらかじめ条例で定め、実施するものです。また、「非常設型（個別型）」は個別事案ごとにその都度、投票の実施に係る必要事項を定める投票条例を議会議決により制定し、実施するものです。しかし、本条例は住民投票の制度を担保しているものであり、どちらかを特定するものではありません。「常設型」は条例に定める案件が生じた際に一定のルールで住民投票を行うことになるため、迅速な対応ができる利点があります。一方で、「非常設型（個別型）」は、条例案を議会で審議し、費用をかけて実施すべきものかを照合するため、常設型と比べ住民投票の実施の可能性は大変低くなり、実施までに一定の時間を要します。今後、住民投票条例を制定する際には、これらの状況を十分認識し、市民の意向に則した制度を検討していかなければなりません。

## (直接請求制度)

第 34 条 住民は、条例の制定及び改廃、市議会の解散、市長及び市議会議員の解職等について、地方自治法の規定に基づき請求することができます。

### 【解説】

- ここでは、地方自治法で住民に認められている、条例の制定や改廃、市議会の解散、市長及び市議会議員の解職等について規定しています。

## 第 8 章 国及び他の自治体との連携・協力

---

### (国・他の自治体との関係)

第 35 条 市議会及び市は、共通課題又は広域的な課題に対して、国、山梨県及び近隣の自治体及び関係機関との情報交換による相互理解を図り、連携及び協力してまちづくりに努めるものとします。

#### 【解説】

- 市民ニーズの多様化や政策課題の広域化等で、一自治体では対応できない行政課題が増えています。そこで、近隣自治体や山梨県、国との連携と協力をしながら共通課題の解決を図っていくことを規定しています。

### (国際交流の推進)

第 36 条 市民、市議会及び市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際交流の推進に努めるものとします。

#### 【解説】

- 地球環境問題をはじめ、市民生活や地域活動はすべて世界とつながっています。まちづくりを取り組むうえでも、国際的な視野をもって取り組むとともに、地域に住む外国人の人権も尊重し、積極的に国際交流を推進していくことを規定しています。

## 第9章 実効性を高める仕組み

---

### (分野別基本条例の策定)

第37条 市は、この条例の実効性をより高めるために、条例の内容に即して、各分野別の基本条例の制定に努めることとします。

#### 【解説】

- この条例は、自治運営に関する基本理念や基本原則が規定されていますが、これだけで十分動くとは限りません。より実効性を高めていくためには、その下の基本的な分野別の政策と実際に動くための個別政策などの規程を整備していく必要があります。そこで、市の執行機関には、この条例の内容に即して各分野別の基本条例の制定に努めていくことを規定します。

### (条例の見直し)

第38条 市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、これを見直し、改正する必要が生じた場合に、遅滞なく改正しなければなりません。

2 市議会及び市は、この条例の改正にあたっては、市民の意見を適切に反映するための措置を講じなければなりません。

#### 【解説】

- 本条では、条例の見直しについて規定しています。
- 第1項では、時代の変化等に応じて、この条例の内容が適切であるか見直しをすることは重要と考えています。場合によっては、条例改正が必要とされることが考えられることから、的確に対応させるため条例の改正を定めています。見直し期間の「4年以内」という表現は、最大4年までということで、検討や見直しは常時行うことができ、不十分なところがあれば常に修正できるものとしています。
- 第2項では、この条例は、みんなのルールであるから、改正にあたっては、市議会及び市の執行機関だけで検討し判断するのではなく、市民にも見直しに参加する権利を認めるものとしています。

### (自治推進委員会の設置)

第39条 市は、自治の円滑な推進を図るため、自治推進委員会（以下「委員会」という。）を置くこととします。

2 委員会は、市長の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議するものとします。

- (1) 自治の推進に関する事項
- (2) この条例の推進状況に関する事項
- (3) この条例の検証及び見直しに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自治の推進に関し必要な事項

3 委員会は、委員10人以内をもって組織します。

4 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱します。

- (1) 公募市民
- (2) 地方自治に見識を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとします。

6 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

#### 【解説】

- 本条では、自治推進委員会の設置について規定しています。この条例をもとに、自治の推進が図られること、また、この条例を作っただけにせず、適切に運用・実施されているか確認していくことは重要なことです。
- 第1項では、自治の円滑な推進を図ることを目的に「自治推進委員会」を設置することを規定しています。
- 第2項では、委員会の役割を規定しています。
- 第3から5項では、委員会は10人以内をもって組織し、公募市民や地方自治に見識を有する者などで構成し、2年を任期とすることを規定しています。
- 第6項では、委員会を運営するにあたり、必要な事項は別に規則で定めることとしています。